

改正

平成26年 4 月 1 日用字用語整備施行

平成27年 7 月16日条例第34号

平成28年 3 月29日条例第 1 号

高松市市民活動センター条例

(設置)

**第 1 条** 市民及び市民活動団体、地域コミュニティ協議会その他の団体が自発的かつ主体的に行う社会貢献活動（以下「市民活動」という。）の促進を図り、もって協働によるまちづくりの推進に資するため、高松市市民活動センター（以下「センター」という。）を高松市常磐町一丁目 3 番地 1 に設置する。

(事業)

**第 2 条** センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動を行う者の交流及び連携を促進すること。
- (2) 市民活動に関する図書、情報、視聴覚資料その他の資料（以下「資料」という。）を収集し、市民の利用に供すること。
- (3) 市民活動に関する講座、講演会等を開催すること。
- (4) 市民活動の普及啓発を行うこと。
- (5) 市民活動に関する相談事業を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

(使用者の範囲)

**第 3 条** センターの事務用ブース、ロッカー及びメールボックスを使用できる者は、市の区域内において市民活動を行う団体又は個人で市長が適当と認める者とする。

(使用許可)

**第 4 条** センターの会議室、事務用ブース、ロッカー及びメールボックス（第 9 条において「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) センター内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 資料又はセンターの施設・設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

（使用許可の取消し、使用の停止等）

**第5条** 市長は、前条第1項の許可をした後において、同条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき、又は同条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市長は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第3項又はこの条の規定により前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

（使用料）

**第6条** 使用者は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（原状回復の義務）

**第7条** 使用者は、使用を終わったとき、又は中止したときは、当該許可に係る使用期限までに、施設等を原状に回復しなければならない。第5条の規定による許可の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（利用の制限）

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) センターの設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) センター内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 資料又は施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) その他センターの管理上支障があると認められる者

(使用期間)

**第9条** 使用者が会議室等を使用することができる期間は、次の各号に掲げる会議室等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 会議室 1日以内
- (2) 事務用ブース、ロッカー及びメールボックス 使用の許可を受けた日からその日が属する年度の末日までの期間内

(損害賠償)

**第10条** センターの入館者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(職員)

**第11条** センターに必要な職員を置く。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成24年高松市規則第69号により、平成24年8月1日から施行)

#### 附 則 (平成27年7月16日条例第34号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成27年高松市規則第74号により、平成27年10月21日から施行)ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 使用の許可の申請その他高松市瓦町市民活動センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 附 則 (平成28年3月29日条例第1号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第5条第1項の規定に基づく高松市瓦町市民活動センターの会議室等の使用の許可を受けている者は、改正後の第4条第1項の規定に基づく高松市市民活動

センターの会議室等の使用の許可を受けた者とみなす。

## 別表（第6条関係）

### 1 会議室使用料

区分	使用時間	使用料
会議室 1	午前10時から1時間ごとに午後8時までの各時刻を始期とする1時間	円 400
会議室 2		800

#### 備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 営利を目的として使用する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合の使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

### 2 事務用ブース使用料

区分	使用料（1室につき1月当たり）
事務用ブース	4,000円

備考 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数期間は、1月とみなす。

### 3 ロッカー使用料

区分	使用料（1台につき1月当たり）
ロッカー大	円 1,000
ロッカー小	500

備考 使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数期間は、1月とみなす。